

さいたま市発注工事における配置技術者の恒常的な雇用関係について

公共工事の適正な施工を確保するため、建設業法では、現場に配置する主任技術者及び監理技術者は、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならないとされています。

このうち、専任の配置技術者の「恒常的な雇用関係」については、国土交通省から入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることとの解釈が示されています。

これを踏まえ、さいたま市では、以下のとおり運用することとしています。

1. 対象となる技術者

- ・ 専任を要する技術者
(請負金額 4,000 万円以上 (建築一式は 8,000 万円以上) の工事の主任技術者、
監理技術者)

※令和5年1月1日から建設業法施行令の改正により、専任となる請負金額が
上記の 4,000 万円以上 (建築一式は 8,000 万円以上) に引き上げ

※特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む

2. 3ヶ月の算定方法

- ・ 一般競争入札・・・・・・・・参加資格等確認申請書の提出期限の日から3ヶ月以前
- ・ 指名競争入札・・・・・・・・入札日から3ヶ月以前
- ・ 随意契約・・・・・・・・見積書の提出日から3ヶ月以前
- ・ 公募型指名競争入札・・・・・・・・参加申込書の提出期限の日から3ヶ月以前
- ・ 参加意向確認型指名競争入札・・参加確認書の提出期限の日から3ヶ月以前